令和8年4月1日

保護者の皆様へ

静 和 幼 稚 園
園 長 小林 勝

令和７年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和７年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和７年４月～令和８年３月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	79,602	79,422	79,422	79,422	79,562	79,632	79,462	79,212	79,262	136,852	136,272	141,852
		3歳児	79,602	79,422	79,422	79,422	79,562	79,632	79,462	79,212	79,262	74,112	73,532	79,112
		4歳以上児	58,632	58,452	58,452	58,452	58,592	58,662	58,492	58,242	58,292	53,142	52,562	58,142
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	228,658	228,568	228,478	228,478	228,398	230,040	229,960	229,960	229,870	230,370	229,730	247,560
	短時間		222,878	222,788	222,698	222,698	222,618	224,260	224,180	224,180	224,090	224,590	223,950	241,780
	標準時間	1・2歳児	133,518	133,428	133,338	133,338	133,258	134,900	134,820	134,820	134,730	135,230	134,590	152,420
	短時間		127,728	127,638	127,548	127,548	127,468	129,110	129,030	129,030	128,940	129,440	128,800	146,630
	標準時間	3歳児	76,918	76,828	76,738	76,738	76,658	78,300	78,220	78,220	78,130	78,630	77,990	95,820
	短時間		71,128	71,038	70,948	70,948	70,868	72,510	72,430	72,430	72,340	72,840	72,200	90,030
	標準時間	4歳以上児	58,048	57,958	57,868	57,868	57,788	59,430	59,350	59,350	59,260	59,760	59,120	76,950
	短時間		52,218	52,128	52,038	52,038	51,958	53,600	53,520	53,520	53,430	53,930	53,290	71,120

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	2,690	4,410	4,650	2,690	0	4,410	3,670	3,920	3,670	3,670	3,430	3,180
2号認定子ども	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900